

高松市耐震改修促進計画の改正（案）の概要

1 計画の概要

(1) 趣旨

本市では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、平成20年3月に「高松市耐震改修促進計画」（計画期間：平成20年度から平成27年度）を策定し、耐震化を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

その後の東日本大震災の発生や、平成25年11月の耐震改修促進法及び平成28年3月の国の基本的な方針の改正、同年12月の香川県耐震改修促進計画（第二次計画）の策定など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、これまでの施策の点検を行うとともに、新たな耐震化率の目標を設定し、計画を改正する。

(2) 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第6条に基づく「市町村耐震改修促進計画」

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

2 耐震化の現状と目標

種類	現状の耐震化率 (平成27年度)	目標の耐震化率 (平成32年度)
住宅	79%	90%
多数の者が利用する建築物	91%	95%

※現計画では、法第14条第1項第1号に掲げる建築物で大地震時災害対策本部や避難者の収容施設などの災害拠点施設として機能すべき建築物を対象としていたが、改正計画では、それらに加えて、想定される巨大地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組む必要があり、これらを総称して「多数の者が利用する建築物」と定義し、一層の耐震化を促進する。

※3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上のホテル、旅館、診療所、物販店舗、飲食店、劇場等の建築物が、新たに対象となる。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な考え方

- ・建築物の所有者等が自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。
- ・市は、建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のため制度の構築など必要な施策を講じ、総合的に推進する。

(2) 耐震化を促進するための支援策等

- ・民間住宅の耐震診断・耐震改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等への補助
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ・要安全確認計画記載建築物の耐震診断や耐震改修等への補助

(3) 耐震化を促進するための普及・啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・県が実施する耐震対策講習会等への協力
- ・建築士による無料相談会の定期的な開催
- ・地域コミュニティ協議会等を活用しての耐震化の啓発

(4) 法に基づく指導等による耐震化

- ・建築物の耐震改修の計画の認定
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導
- ・建築基準法第10条に基づく勧告等

(5) その他の安全対策

- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ・窓ガラス、外装材、広告塔等の落下防止対策の指導
- ・大規模空間に架かる天井の脱落防止対策
- ・建築設備の耐震対策の指導
- ・家具の転倒防止対策の啓発
- ・エレベーター、エスカレーターの地震対策の指導